

2021年度第6回先端的な宇宙活動に関する法的課題

先端的な宇宙活動の法的課題研究会 活動紹介

防衛大学校人文社会科学群国際関係学科 准教授

石井由梨佳

アブストラクト：

令和3年度の「先端的な宇宙活動の法的課題研究会」では、国際宇宙ステーション（ISS）の商業化に伴う法的課題を抽出整理し、その対応策を検討した。1998年に締結された、国際宇宙ステーション政府間協定（IGA）は、ISSの商業利用について言及しているが、主には非商業的利用を想定して締結されたものである。しかし、日本も含めて、近年では民間企業がISSでの活動に参画するようになっている。そのため、宇宙物体の登録、各国の管轄権、事故等が起きた場合の損害賠償請求権をはじめとして、様々な具体的課題が生じうる。また、IGAの意義と限界を考察しておくことは、ゲートウェイ計画や月、火星の探査などの有人宇宙活動における国際協力を検討する上でも有益である。そこで本研究会では、国際公法や各国法の構造を踏まえ、理論面、実務面の双方から、関連する問題を検討した。シンポジウムではその結果の概要と今後の課題について報告する。